

赤平市妊婦・新生児応援特別給付金

問合せ 健康づくり推進係 ☎32-5665

支給対象者

本市の住民基本台帳に登録されている者のうち

1. 令和2年4月28日から令和3年4月1日において妊婦である者
2. 令和2年4月28日から令和3年4月1日までの間に生まれ、出生により赤平市民として住民登録された新生児

給付金の額

妊婦及び新生児一人につき 各5万円

※ただし多胎の妊娠により複数の母子手帳の発行を受けた場合は、その数を乗じた額とする。

給付金の受給には申請が必要です

◎妊婦の場合

妊娠届の手続き時に申請書をお渡しします。

◎新生児の場合

出生届の手続き時に児童手当の手続きなどとあわせてご案内します。

※すでに妊娠届・出生届を提出されている対象者には8月下旬に郵送でご案内しています。

※対象と思われる方で、まだ案内が届いていない方は健康づくり推進係までご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症が流行しているなか、安心して子どもを産み、育てることができるよう妊婦と特別定額給付金の基準日の翌日(令和2年4月28日)以降に出産されたお子さんに対して、「妊婦・新生児応援特別給付金」を支給します。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

スマートフォンはこちらから➡



赤平市中小企業等事業継続支援金 申請はお済みですか？



令和2年3月から8月までの間で前年同月と比較して20%以上減収している事業者の方を支援しています。

※詳しくは、商工労政係までお問い合わせください。

問合せ 商工労政係 ☎32-1841

従業員数	支援額
20名以下	20万円
21名以上50名以下	50万円
51名以上80名以下	100万円
81名以上	200万円

オールあかびら！たすけ愛商品券



問合せ 商工労政係 ☎32-1841

市民の皆様に市内で使える商品券・飲食券を発行します！

たすけ愛商品券

共通商品券5,000円分・飲食券5,000円分
(市民一人につき)

子育て世帯上乘せ分商品券

共通商品券10,000円分
(子ども一人につき)



10月中旬発送予定

※詳細は広報あかびら10月号に掲載します。

オールあかびら！たすけ愛商品券

商品券取り扱い店を募集します



新型コロナウイルス感染症の長期化が、赤平市の経済状況に大きく影響を及ぼしています。

市内の消費回復に向けて、市民全員に取り扱い店で使用できる商品券を発行することで市民生活を支援し、市民・事業者が一体となり「オールあかびら」で新型コロナウイルス感染症の長期化で低迷する市内経済の活性化を図ります。

商品券概要

- たすけ愛商品券10,000円
(共通商品券5,000円・飲食券5,000円)
- 子育て世帯上乘せ分商品券10,000円
(共通商品券10,000円)

※共通商品券は取り扱い全店で、飲食券は飲食店登録した店舗のみ利用可能。

利用期間

令和2年10月14日(水)から令和3年2月28日(日)まで

※利用が可能な店舗には、取扱店登録証を交付します。

〈応募資格〉

市内に事業所、店舗などを有する事業者

※まごころ商品券加盟店は申請不要

※赤平市暴力団等排除条例第2条第1号から2号に規定する「暴力団」「暴力団員」に該当する者が運営する事業所、特定の宗教又は政治団体と関わるもの、公序良俗に反する営業を行なうものを除く。

申込期間 9月15日(火)まで

〈申込方法〉

申込書に必要事項を記入し、下記申込先に提出してください。(申込書を赤平市ホームページからダウンロードするか、下記窓口に取りに来てください。)

※申し込みの際は、取り扱いに関わる注意事項をご覧ください。

〈申込先〉

新型コロナウイルス感染症対策窓口
(市役所1階コミュニティセンター研修室)

開設期間 令和3年3月31日(水)まで

〈注意事項〉

- 商品券と現金(電子マネーを含む)の交換は禁止。
- 商品券及び飲食券使用期間内に商品券を持参した方に記載金額に相当する商品やサービスの提供を行ない、額面に満たない利用の場合、つり銭は出さない。
- 公共料金、たばこ及び換金性の高い商品(有価証券、商品券、切手、印紙、プリペイドカードなど)との交換は禁止。
- 受け取った商品券は、厳重に管理し換金請求を期間内に換金場所まで持参すること。
- 登録店舗は、ポスターを店頭の目立つ場所に表示する。

〈換金方法〉

事業者は、商品券・飲食券を分けて、枚数を記載した請求書に商品券・飲食券を添えて、期間内に換金受付会場である商工会議所に提出し、小切手により支払いを受ける。

換金請求期間

令和2年10月下旬～令和3年3月中旬

※換金期間以外の換金は一切できません。

※換金手数料なし